

○不在者投票（指定施設）について

令和8年2月8日執行 長崎県知事選挙及び長崎県議会議員補欠選挙 基本事項

1 選挙期日・告示日・名簿登録要件・投票資格

※1月23日（金）～1月30日（金）の期間は長崎県知事選挙のみ投票できます。

長崎県議会議員補欠選挙は1月31日（土）からしか投票できません。

長崎県知事選挙	選挙期日	令和8年2月8日（日曜日）	
	告示日	令和8年1月22日（木曜日）	
	名簿登録日（基準日）	令和8年1月21日（水曜日）	
	名簿登録要件	年 齢	平成20年（西暦2008年）2月9日までに生まれた方（満18歳）
		住 所	令和7年（西暦2025年）10月21日までに佐世保市の住民基本台帳に登録され、引き続き住所を有する方、及び佐世保市の住民基本台帳に3ヶ月以上登録され、令和7年（西暦2025年）9月21日以降に転出した方
	投票資格	1. 前記により佐世保市の選挙人名簿に登録されている方 2. 佐世保市から県内の市町に転出して4か月未満であり、かつ新住所地で選挙人名簿に登録されていない方 3. 令和7年（西暦2025年）10月22日から10月29日までに本市の住民基本台帳に登録され、引き続き住所を有する方は、長崎県議会議員補欠選挙名簿登録基準日（令和8年1月29日）に本市の選挙人名簿に登録されるため、長崎県知事選挙も本市で投票できます。（この日までに県内転入元市町で期日前投票をした方は除く）	

（佐世保市・北松浦郡選挙区） 長崎県議会議員補欠選挙	選挙期日	令和8年2月8日（日曜日）	
	告示日	令和8年1月30日（金曜日）	
	名簿登録日（基準日）	令和8年1月29日（木曜日）	
	名簿登録要件	年 齢	平成20年（西暦2008年）2月9日までに生まれた方（満18歳）
		住 所	令和7年（西暦2025年）10月29日までに佐世保市の住民基本台帳に登録され、引き続き住所を有する方、及び佐世保市の住民基本台帳に3ヶ月以上登録され、令和7年（西暦2025年）9月29日以降に転出した方
	投票資格	1. 前記により佐世保市の選挙人名簿に登録されている方 2. 佐世保市から県内の市町に転出して4か月未満であり、かつ新住所地で選挙人名簿に登録されていない方	

【転居届と当日投票所の関係】 ※市内転居をされた場合、転居届出日によって当日投票所が決まります。

令和8年1月6日までに転居届出をした方：転居後の住所地の投票所
令和8年1月7日以後に転居届出をした方：転居前の住所地の投票所

【不在者投票の取扱期間及び取扱時間】

- 指定施設における不在者投票の取扱期間
令和8年1月23日（金）～2月7日（土）
※1/30（金）までは知事選挙のみ投票できます。
- 指定施設における不在者投票の取扱時間
午前8時30分～午後5時00分

（参考）

- 選挙管理委員会における不在者投票の取扱期間
令和8年1月23日（金）～2月7日（土）
- 選挙管理委員会における不在者投票の取扱時間
午前8時30分～午後8時00分
（土曜日、日曜日でも平日と同様に受付）